

「障がい者(児)タクシー・バス利用券」を

交付します。



- (1) 1枚100円の券面額で一度の乗車時に何枚でも使用できます。
- (2) 交付枚数は年間120枚です。(12,000円分)
- (3) 利用券からはおつりは出ません。
利用料金のうち、利用券を使用しない部分については、
利用者の自己負担となります。

【ご利用方法】

タクシーまたはバスを降りる際に、利用料金分の利用券を乗務員に渡してください。

利用料金のうち、100円未満の金額はお客様の自己負担となります。ご利用の際は小銭をご用意ください。

例) 810円の場合、
利用券8枚(800円)と現金10円で支払う。

利用できる公共交通機関は裏面に記載しています。

利用できる公共交通機関

- ・路線バス
- ・循環バス
- ・乗合タクシー
- ・民間のタクシー
- ・コミュニティバス
- ・市民バス
- ・中仙乗合自動車



下記の事業者で利用できます

羽後交通	0187-63-2215
大曲タクシー	0187-62-0050
仙北タクシー	0187-62-0605
サンタクシー	0187-62-3141
おやしきタクシー	0187-62-4111
よつやタクシー	0187-66-1428
新昭和タクシー	0187-75-1038
中仙タクシー	0187-56-2310
黒銀タクシー	0187-62-8888
つなぐ介護・福祉タクシー	0187-65-8099
介護タクシーG・G（ジー・ジー）	090-4631-4727

【お問い合わせ先】

- ・大仙市役所社会福祉課障がい者支援班
0187-63-1111（内線174）
- ・神岡支所市民サービス課
0187-72-2111
- ・西仙北支所市民サービス課
0187-75-1111
- ・中仙支所市民サービス課
0187-56-2111
- ・協和支所市民サービス課
018-892-2111
- ・南外支所市民サービス課
0187-74-2111
- ・仙北支所市民サービス課
0187-63-3003
- ・太田支所市民サービス課
0187-88-1111